破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４２０号

宮崎県児湯郡木城町大字椎木235番地
債務者　兼島　康子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年２月３日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９０号

愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷東５番地２
債務者　山内　治巳
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６９９号

神奈川県足柄下郡箱根町宮城野352番地
債務者　野地　広志
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成23年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５５号

愛媛県松山市夏目甲518番地１
債務者　川東十起男
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　潔
4　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８１号

北九州市小倉南区東貫１丁目８番５号
債務者　石原　輝代
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５５９号

京都市上京区上長者町通室町西入元土御門町517番地１
債務者　久保　良一
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沢　一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９３号

鹿児島県鹿児島市喜入生見町2976番地
債務者　南　　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒沢佐和美
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８１号

新潟県三条市四日町14番２号、前住所新潟県三条市曲渕２丁目20番46号
債務者　稲越　鉄也
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海津　　諭
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２５１８号

愛知県常滑市瀬木町２丁目37番地
債務者　村田　康利
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原顕太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８０号

名古屋市緑区神沢３丁目518番地　プチタウン神沢Ｃ棟107号
債務者　101ハウジングこと101建築設計こと　松本　政廣
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　卓司
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９３号

鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝663番地１
債務者　平井　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正込健一朗
4　破産債権の届出期間　平成23年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５１号

千葉県館山市北条398番地の１　釜沼ハイツＦ棟
債務者　岩尾　佳奈
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　信正
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第５２号

千葉県館山市北条398番地の１　釜沼ハイツＦ棟
債務者　岩尾　健一
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　信正
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第９０号

岐阜県加茂郡白川町黒川790番地
債務者　中山　建三
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　治彦
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部